

健全性の維持・向上

金融再生法に基づく資産の区分

金融再生法では、金融機関は、自己査定の結果によって資産の区分を行い、これを公表することと定めております。リスク管理債権が貸出金を対象としているのに対して、金融再生法に基づく資産の区分では貸出金のほか、外国為替、支払承諾見返、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、自らの保証を付した私募債等を対象としております。

これらの債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、また、担保・保証等で多くの債権がカバーされているため、すべてが損失となるわけではありません。

金融再生法開示債権の状況 (当行では、部分直接償却は実施しておりません。)

(単位：百万円、%)

項目	2018年9月末		2019年9月末	
	単体		単体	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,475		4,295	
危険債権	12,773		10,265	
要管理債権	1,396		472	
小計	18,645		15,033	
正常債権	588,235		608,569	
合計	606,881		623,602	
金融再生法開示債権比率	3.07		2.41	

金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円、%)

項目	2018年9月末		2019年9月末	
	単体		単体	
債権額 (A)	18,645		15,033	
保全額 (B)	15,315		12,213	
担保保証等	9,001		7,386	
貸倒引当金	6,313		4,827	
保全率 (B / A)	82.13		81.24	

(注) 貸倒引当金は、「個別貸倒引当金」および「一般貸倒引当金」であります。

〈ご参考〉2019年9月末に部分直接償却を実施した場合の金融再生法開示債権

(単体)

(単位：百万円)

項目	2019年9月末部分直接償却前			部分直接償却額			部分直接償却後		
	単体			単体			単体		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,295			2,356			1,938		
危険債権	10,265			-			10,265		
要管理債権	472			-			472		
小計	15,033			2,356			12,676		
正常債権	608,569			-			608,569		
合計	623,602			2,356			621,245		

(単位：%)

比率	破産更生債権およびこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		小計	
	0.68		1.64		0.07		2.41	
	0.31		1.65		0.07		2.04	
	0.31		1.65		0.07		2.04	

(注) 部分直接償却とは、自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額 (IV分類金額) を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。当行は部分直接償却を実施していないため、IV分類金額と同額の貸倒引当金を計上しております。

リスク管理債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」の総称です。

リスク管理債権の状況 (当行では、部分直接償却は実施しておりません。)

(単位：百万円、%)

項 目	2018年9月末		2019年9月末	
	単 体	連 結	単 体	連 結
破 綻 先 債 権	785	828	1,314	1,366
延 滞 債 権	16,436	16,631	13,217	13,398
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1,396	1,396	472	472
合 計	18,619	18,857	15,004	15,237
上記債権に係る個別貸倒引当金残高	5,710	5,816	4,631	4,738
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	3.08	3.16	2.41	2.48

- (注) 1. 破綻先債権とは、未取利息を収益不計上とした貸出金のうち、会社更生法、破産法など法律上の整理手続きの開始申立があった債務者および手形交換所において銀行取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。
2. 延滞債権とは、未取利息を収益不計上とした貸出金のうち、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金を除いた貸出金であります。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金であります。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的に、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金であります。

〈ご参考〉2019年9月末に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権

(単 体)

(単位：百万円)

	2019年9月末部分直接償却前	部分直接償却額	部分直接償却後
破 綻 先 債 権	1,314	653	660
延 滞 債 権	13,217	1,702	11,515
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	472	-	472
合 計	15,004	2,356	12,648
貸 出 金 残 高 (末 残)	620,111	2,356	617,755

(単位：%)

貸 出 金 残 高 比	破 綻 先 債 権	0.21	/	0.10
	延 滞 債 権	2.13		1.86
	3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	-		-
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	0.07		0.07
	合 計	2.41		2.04

- (注) 部分直接償却とは、自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額 (IV分類金額) を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。当行は部分直接償却を実施していないため、IV分類金額と同額の貸倒引当金を計上しております。

■リスク管理債権と金融再生法に基づく資産の区分との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分

破綻先	先
実質破綻先	先
破綻懸念先	先
要注意先	要管理先
	要管理先以外
正常先	先

(注) ()内の数字は、部分直接償却を実施した場合の債権額

金融再生法に基づく資産の区分

貸出金		その他の債権
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,295 (1,938)	
危険債権	10,265 (10,265)	
要管理債権	472 (472)	
正常債権	608,569	
開示額合計	15,033 (12,676)	

リスク管理債権

貸出金	
破綻先債権	1,314 (660)
延滞債権	13,217 (11,515)
3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	472 (472)
開示額合計	15,004 (12,648)

自己査定における債務者区分

- 破綻先** 法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先
- 実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実はないが、深刻な経営難の状態再建の見通しが無いなど実質的に経営が破綻している先
- 破綻懸念先** 経営破綻に至っていないものの、経営難の状態、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きい先
- 要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある先や業況が低調ないしは不安定な先
- 正常先** 業況が良好であり、財務内容にも特段問題がない先

金融再生法に基づく資産の区分

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権**
自己査定における破綻先、実質破綻先に対する債権
- 危険債権**
自己査定における破綻懸念先に対する債権
- 要管理債権**
自己査定における要注意先に対する債権のうちリスク管理債権における3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に該当する債権とされているが、当行は3か月以上延滞債権先を破綻懸念先に区分しているため、貸出条件緩和債権のみ
- 正常債権**
自己査定における正常先および要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権

■償却・引当の方針

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく資産の区分	償却・引当方針
破綻先	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	担保・保証等で保全されていない債権額に対して100%
破綻懸念先	危険債権	担保・保証等で保全されていない債権額に対して貸倒実績率に基づく3年間の予想損失額 一部の債権については、キャッシュフローによる回収見込額を勘案した金額
要注意先	要管理債権	貸倒実績率に基づく3年間の予想損失額
	要管理先以外	貸倒実績率に基づく1年間の予想損失額
正常先	正常債権	貸倒実績率に基づく1年間の予想損失額